

岡崎市告示第73号

平成30年10月22日付け岡崎市告示第355号で告示した、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として指定した区域の全部について、同条第2項の規定により、その指定を解除する。

令和4年3月18日

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
岡崎市上佐々木町字伝左37番の一部、38番の一部及び39番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去